

懲戒処分書

住 所 兵庫県川西市緑が丘2丁目8番23号
事務所 同上
司法書士 中西久雄
昭和25年2月8日生

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

司法書士法第47条第2号の規定により、平成30年10月11日から3か月の業務の停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

- 1 司法書士中西久雄（以下「被処分者」という。）は、平成18年5月11日東京第4257号をもって司法書士の登録を受けた後、平成20年3月18日に京都第908号に登録を変更し、その後、平成21年11月9日に大阪第3564号に登録を変更し、さらに、平成26年4月4日に兵庫第1930号に登録を変更し、現在、上記肩書地において司法書士業務に従事している者である。
- 2 A株式会社（以下「A」という。）は、平成21年頃から、約定債務を完済した不動産担保ローンの顧客に対し、根抵当権の登記の抹消手続の代理人として、司法書士〇〇〇〇（以下「B司法書士」という。）を紹介し、顧客らが当該登記の抹消手続をB司法書士に依頼した場合には、登記費用等はAが負担していた。
- 3 B司法書士は、Aと締結した業務委託契約に基づき、上記2の登記の抹消手続を行っていた。
- 4 B司法書士の補助者であった〇〇〇〇（以下「C」という。）は、上記2の顧客らに対して、Aに対する過払金返還債権を有していることを助言すれば多くの過払金返還請求事件を受任できると考えたが、B司法書士はAと業務委託契約を締結していることから、当

該返還請求の手続を行わないことは明らかと考えて、これを他の司法書士に紹介することとした。

- 5 被処分者は、Cから、Aに対する過払金の返還請求をすることができる旨を当該顧客らに連絡をしてはどうかなどと持ち掛けられ、これに同意した。
- 6 Cは、平成23年2月ないし3月頃から同年9月頃まで、B司法書士に無断で、同司法書士が保管する約350名のAの顧客情報を被処分者に提供した。
- 7 被処分者は、上記6の当該顧客情報につき、CがB司法書士の事務所から不正に取得したものであることを知りながら、同情報を基に当該顧客らに道中を介して連絡し、Aに対する過払金の返還請求に関する手続を希望する者らから当該手続を受任した。

第2 処分の理由

- 1 以上の事実は、当局の調査、京都地方裁判所平成24年（ワ）第1583号不当利得返還請求事件判決、大阪高等裁判所平成25年（ネ）第2690号不当利得返還請求控訴事件判決、大阪司法書士会及び兵庫県司法書士会の調査から明らかである。
- 2 被処分者の上記第1の7の行為は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第2条（職責）、同法第23条（会則の遵守義務）、司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第26条（依頼誘致の禁止）、大阪司法書士会会則第90条（品位の保持等）及び同会則第109条（会則等の遵守義務）の各規定に違反するものである。
- 3 被処分者の上記非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務を行うことによって国民の権利保護に寄与するという司法書士の職責をないがしろにし、司法書士の社会的信用を著しく失墜させるものであって、その責任は極めて重大であり、厳しい処分が相当である。
- 4 さらに、被処分者は、平成20年2月頃まで東京都新宿区所在の司法書士事務所に勤務していた期間中に、他人による業務取扱いの禁止等の違反行為があったとして、平成26年に業務停止1年3か月の業務停止の懲戒処分を受けているところ、重ねて本件違反行為を行っていたものであり、司法書士としての資質を欠く行為があったものといわざるを得ない。
- 5 よって、一切の事情を考慮し、司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

なお、この処分に対して不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月を経過するまでに、法務大臣に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなるので注意すること。）。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内又は、当該裁判の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。

平成30年10月10日

神戸地方法務局長 阿野純秀